

静岡県教育委員会における障害を理由とする
差別の解消の推進に関する対応マニュアル



平成 28 年 4 月
静岡県教育委員会

目 次

| | |
|---|---|
| はじめに | 1 |
| □ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領 .. | 2 |
| □ 対象となる障害者 | 4 |

■ 対応要領 第2条関係

第1章 不当な差別的取扱い

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 「不当な差別的取扱い」の基本的な考え方 | 5 |
| 2 「正当な理由」の判断の視点 | 6 |
| 3 「不当な差別的取扱い」の具体例 | 6 |

■ 対応要領 第3条関係

第2章 合理的配慮

| | |
|-------------------------|----|
| 1 「合理的配慮」の基本的な考え方 | 8 |
| 2 「過重な負担」の基本的な考え方 | 10 |
| 3 「合理的配慮」の具体例 | 11 |
| 4 分野別の留意点等 | 16 |

■ その他職員が適切に対応するために必要な事項

第3章 実務における参考事項

| | |
|--------------------------|----|
| 1 講演会等における留意事項 | 18 |
| 2 報告徴収、助言、指導、勧告の権限 | 20 |

| | |
|-------------------|----|
| 第4章 相談体制の整備 | 21 |
|-------------------|----|

■ 研修資料

第5章 職員対応要領策定の経緯

| | |
|---------------------------|----|
| 1 「障害者差別解消法」制定の背景 | 23 |
| 2 「障害者差別解消法」の概要 | 24 |
| 3 「地方公共団体職員対応要領」の策定 | 24 |
| □ 参考資料 | 25 |

はじめに

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）は、行政機関等及び事業者に対して、障害を理由とする差別を解消するための「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮」の不提供の禁止等の措置を講ずることで、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とするものです。

また、法律に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待するものです。

このマニュアルでは、教育委員会の本庁、出先機関、教育機関及び県立学校におけるすべての職員の皆さんを対象に、法律の第7条の規定である、「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」を遵守するため、法律の第10条の規定により策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領」（以下、「対応要領」という。）に即して、個別場面において判断の参考となるよう、対応要領第2条及び第3条に規定のある、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」に関する基本的な考え方や、それらの具体例などを示しています。

職員の皆さんには、障害者差別解消法の趣旨を御理解いただき、法律の目的である「共生社会の実現」に向けて、静岡県教育委員会をあげて取り組んでいただければと思います。

なお、このマニュアルについては、今後も、具体的な事例の積み上げを行うなどの必要な見直しを行い、より良いマニュアルに改善していきます。

平成28年4月

静岡県教育委員会

□ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県教育委員会職員対応要領

(平成 28 年静岡県教育委員会訓令乙第 1 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、静岡県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員（非常勤職員、臨時職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、教育長が別に定める「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、教育長が別に定める「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」に留意するものとする。

(管理者の責務)

第 4 条 職員のうち、別表に定める管理者（以下「管理者」という。）は、前 2 条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 教育総務課に、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を置く。

- 2 相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 前2項に関する詳細は、教育政策課及び関係課が協議し、定める。
- 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要な「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」等により、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令乙は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 教育委員会事務局 | 教育次長、教育監、理事、課(室)長、事務統括監、人事監、指導監、課参事 |
| 教育事務所 | 所長、次長、総務課長、地域支援課長 |
| 埋蔵文化財センター | 所長、次長 |
| 総合教育センター | 所長、次長、参事 |
| 中央図書館 | 館長、副館長 |
| 焼津青少年の家 | 所長 |
| 観音山少年自然の家 | 所長 |
| 富士山麓山の村 | 所長 |
| 中学校 | 校長、教頭、事務長 |
| 高等学校 | 校長、副校長、教頭、事務長、やいづ船長 |
| 特別支援学校 | 校長、副校長、教頭、部主事、事務長 |

□ 対象となる障害者

対象となる障害者・障害児（以下「障害者」という。）は、**障害者基本法**（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び**社会的障壁**（*1）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。〈資料6〉

このことは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるというモデル（いわゆる「**社会モデル**（*2）」）の考え方を踏まえているものです。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれています。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれていることがあること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

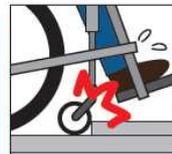
社会的障壁とは？（*1）

（内閣府リーフレットより）

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物**（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ② **制度**（利用しにくい制度など）
- ③ **慣行**（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④ **観念**（障害のある方への偏見など）

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

社会モデルとは？（*2）

社会モデルとは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける生活のしづらさは、機能障害や疾患などのことを考慮しないで作られた社会の仕組みや社会的障壁に原因があるとする考え方をいいます。

従来は、障害者が日常生活又は社会生活において受ける生活のしづらさは、個人の病気や外傷等（機能障害）に原因がある（医学モデル）と考えられていたため、この生活のしづらさの原因となる機能障害を治療やリハビリ等によって軽減させることが必要であると、必要な治療やリハビリ等を施すことに重点が置かれてきました。

しかし、このような施策は、障害者を地域社会から排除する社会環境を作ることへとつながり、その結果、様々な社会の仕組みが障害者の存在を考慮しないで作られることとなりました。

今日では、障害者を地域社会から排除せず、共生する社会（「ソーシャル・インクルージョン」（誰をも排除しない社会））を目指すことが社会福祉の基本理念になっています。国連総会における「障害者の権利に関する条約」の採択によって社会モデルの考え方が国際ルールとなっていて、障害者基本法にもこの考え方が取り入れられています。

対応要領 第2条関係

第1章 不当な差別的取扱い

1 「不当な差別的取扱い」の基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいいます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、このような行為を禁止しています。〈資料7〉

この場合に、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではないことに留意する必要があります。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

2 「正当な理由」の判断の視点

不当な差別的取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う「正当な理由」の有無が重要となります。

「正当な理由」に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て「正当な目的」の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

「正当な理由」に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など）及び静岡県教育委員会の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

また、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます(*)。

(*)本マニュアルの中で「望まれます」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されるわけではありませんが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念や法の目的を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されているものです。

3 「不当な差別的取扱い」の具体例

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることが必要です。

ここでは、個別場面において判断の参考となるよう、「国職員対応要領」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号、以下、「文部科学省対応指針」という。）で紹介されている具体例を例示していますが、これらの具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、これらは例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意してください。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

「正当な理由」が存在しないにもかかわらず・・・

【国職員対応要領で紹介されている具体例】

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

【文部科学省対応指針で紹介されている具体例】

- 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせない。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒んだり、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付したりする。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

(不当な差別的取扱いに当たらない具体例)

【文部科学省対応指針で紹介されている具体例】

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認する。
- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。

対応要領 第3条関係

第2章 合理的配慮

1 「合理的配慮」の基本的な考え方

合理的配慮とは、事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**において、その実施に伴う**負担が過重でない**ときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、**必要かつ合理的な配慮**を行うことをいいます。

なお、この場合の合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという**社会モデル**の考え方を踏まえるものです。（4ページ参照）

障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）（以下、「権利条約」という。）第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しており、法は、権利条約における定義を踏まえ、第7条において、行政機関等に対し、合理的配慮の提供を求めています。〈資料3、4、7〉

（1）「合理的配慮」の提供における留意点

合理的配慮は、静岡県教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、事務及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及びません。

また、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第2節の「**過重な負担**」の

基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものとされています。

さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。また、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとされています。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要であるとされています。

(2) 意思の表明

意思の表明とは、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられるものです。

この場合に、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者等を伴っていないことなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために、建設的対話を働きかけるなど、自主的に取り組むことが望まれます。

(3) 「合理的配慮」の個別性、見直しの必要性

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、支援者・介助者等の人的支援、情報アクセシビリティ(利便性)の向上等の環境の整備を基礎として、その上で、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置です。従って、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。

また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

2 「過重な負担」の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要であり、過重な負担に当たると判断した場合、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。

【過重な負担に当たるか否かの判断の要素】

* 静岡県教育委員会の事務・事業への影響の程度

(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

当該措置を講ずることによる事務・事業への影響、その他の事務・事業への影響の程度を勘案して判断することとなります。

* 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

施設等の立地状況や施設の所有形態等の制約にも応じた、当該措置を講ずるための機器や技術、人材の確保、設備の整備等の実現可能性の程度を勘案して判断することとなります。

* 費用・負担の程度

当該措置を講ずることによる費用・負担の程度、複数の障害者から合理的配慮に関する要望があった場合、それらの複数の障害者に係る必要性や負担を勘案して判断することとなります。

3 「合理的配慮」の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。

ここでは、個別場面において判断の参考となるよう、「国職員対応要領」及び「文部科学省対応指針」で紹介されている具体例を例示していますが、これらの具体例については、「過重な負担」が存在しないことを前提としていること、これらは例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意してください。

(物理的環境への配慮の具体例)

「過重な負担」が存在しないことを前提として・・・

【国職員対応要領で紹介されている具体例】

- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

【文部科学省対応指針で紹介されている具体例】

- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

(人的支援の配慮の具体例)

「過重な負担」が存在しないことを前提として・・・

【国対応要領で紹介されている具体例】

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

【文部科学省対応指針で紹介されている具体例】

- 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

(意思疎通の配慮の具体例)

「過重な負担」が存在しないことを前提として・・・

【国対応要領で紹介されている具体例】

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある出席者や知的障害のある出席者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が出席者の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 視覚障害のある出席者に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

(前ページより)

【文部科学省対応指針で紹介されている具体例】

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に
応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行う。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認する。
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

「過重な負担」が存在しないことを前提として・・・

【国対応要領で紹介されている具体例】

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。

(前ページより)

- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者の理解を援助する者の同席を認める。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

【文部科学省対応指針で紹介されている具体例】

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員等が必要書類の代筆を行う。
- スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりする。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

(前ページより)

- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

このほかに、内閣府が運営する合理的配慮具体例データ集「合理的配慮サーチ」、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」を参考としてください。〈資料15〉

4 分野別の留意点等

(1) 「学校教育分野」における留意点

学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなどの固有の特徴を有しています。

権利条約のうち、教育分野について規定した第 24 条は、「インクルーシブ教育システム」（障害者を包容する教育制度）及び生涯学習の確保を締約国に求めています。これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り、最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（特別支援学校を含む。）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされています。〈資料 5〉

また、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 4 条第 2 項において「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされているほか、障害者基本法第 16 条第 1 項において「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされています。

〈資料 6、11〉

なお、わが国の学校教育分野においては、既に権利条約等への対応のための取組が進められており、この場合の、合理的配慮等の考え方は、初等中等教育段階にあつては、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成 24 年 7 月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」により示されています。〈資料 12〉

(2) 「スポーツ分野」と「文化芸術分野」の留意点

スポーツ分野についてはスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）等を踏まえて、文化芸術分野については文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）等を踏まえて、

事業を実施しています。

スポーツ分野については、スポーツ基本法第2条第5項において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されていて、障害の有無にかかわらず誰もが楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、障害者がスポーツに参加する機会の拡充を図るとの基本的な考え方を踏まえて対応することが適当とされています。〈資料13〉

文化芸術分野について、文化芸術振興基本法の前文は、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的な施策を推進していくことが不可欠である」との理念を掲げていて、この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要です。

〈資料14〉

これらの分野において具体的には、以下の点に留意することが望めます。

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものであるため、本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されること
- 障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応すること

(3) 業務の委託

静岡県教育委員会が事務又は事業の一環として実施する業務を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望めます。

その他職員が適切に対応するために必要な事項

第3章 実務における参考事項

1 講演会等における留意事項

広く県民を対象とする講演会やイベント等を開催する場合は、法を念頭において、次のようなことに留意して企画、運営することが必要です。

○開催会場の確認

- ・講演会等の企画段階で、障害者の参加が可能か、エレベーター、多目的トイレ、障害者用駐車場等の有無について確認します。

○参加の申込み等

- ・障害者であることのみを理由に、講演会等の参加を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることはできません。
- ・講演会等の申込書に、次のような表を採り入れ、参加者の希望するサービスを把握しておくこと、各種ニーズへの対応を準備することができます。

(例)

| | | | |
|----------|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| 希望するサービス | <input type="checkbox"/> 手話通訳 | <input type="checkbox"/> 要約筆記 | <input type="checkbox"/> 点字資料 |
| | <input type="checkbox"/> 磁気ループ | <input type="checkbox"/> 拡大文字資料 | <input type="checkbox"/> ふりがなつき資料 |
| | <input type="checkbox"/> 車いす使用者席 | <input type="checkbox"/> 身体障害者用駐車場 | |
| | <input type="checkbox"/> 介助者の要否 (介助の内容) | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 () | | |

○会場内の設営・運営

- ・階段や段差がある場合、板などによる簡易スロープを設置するなどの応急措置や係員を配置して、車いすを持ち上げる、杖を使っている人は介助するなどの人的支援を検討します。
- ・電源コード、磁気ループなどの敷設などにより、床面に凹凸ができる場合は、養生テープなどで覆い、案内の設置や係員の配置により、注意を促すなどの安全確保を検討します。
- ・講演会等において、手話通訳者や要約筆記者を配置する場合は、聴覚障害のある人の座席を前方に確保します。(講師、手話通訳者、要約筆記スクリーンは、同方向が好ましい。)

- ・要約筆記者用の机（ノートパソコン、資料が置けるスペースを確保）を適所に用意します。
- ・手話、要約筆記対応する場合は、講師、説明者に、ゆっくりとした説明を心掛けるよう依頼します。
- ・車いすでの来場が予定される場合は、出入り口に近い場所を広めに確保します。

○手話通訳・要約筆記の派遣、磁気ループの貸出

- ・手話通訳等のニーズがあった場合、次のところなどに相談してください。

| | |
|-------------------------|---|
| 派遣申請先 | 団体名：静岡県聴覚障害者情報センター 住 所：静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館 5階 電 話：054-221-1257 F A X：054-221-1258 E-mail： szdi-center@e-switch.jp |
| 派遣にかかる費用 (平成28年1月現在) | 報 償：手話通訳1人あたり @3,180円/時間 要約筆記1人あたり @2,080円/時間 ※手話通訳、要約筆記の報償の源泉徴収区分については、「課税対象外」となる。 ※通訳者、筆記者へ個別に支払うため、債権者登録等が必要になる。 旅 費：公共交通機関の場合 実費 自家用車の場合 @18円/km ※旅行諸費は、支給しない |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の規模、時間等にもよるが、手話通訳は3人、要約筆記は4人の派遣を基本と考える。 ・要約筆記に必要なパソコン、スクリーン、磁気ループ資材一式は、静岡県聴覚障害者情報センターにて、無償で貸し出しをしている。 |

○点字の印刷

- ・点字の印刷のニーズがあった場合、次のところなどに相談してください。

| | |
|-------|---|
| 相 談 先 | 団体名：静岡県視覚障害者情報支援センター 住 所：静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館 2階 電 話：054-253-0228 F A X：054-250-0766 E-mail： info@i-center-shizuoka.jp |
| 費 用 | (参考) <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度「ふじのくに障害者しあわせプラン (112ページ)」 点字翻訳料一式 43,000円×1.05=45,150円 ・点字名刺 (会社名、所属、肩書き、氏名、電話番号) 1,000円 (100枚) |
| そ の 他 | (その他の点字対応事業所) <ul style="list-style-type: none"> ・プラザティンクル (沼津市) T E L：055-963-5718 ・ワーク春日 (静岡市) T E L：054-221-1630 ・ウィズ半田 (浜松市) T E L：053-435-5225 |

2 報告徴収、助言、指導、勧告の権限

法第12条において、「主務大臣は、第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。」と規定されています。〈資料7〉

ただし、法第22条（地方公共団体が処理する事務）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成28年政令第32号）第3条の規定により、各事業法等における監督権限に属する事務が地方公共団体の長等に委譲されている場合には、あわせて、法第12条の主務大臣の権限に属する事務も委譲されることに留意する必要があります。

〈資料9〉

○各事業法等の委譲により教育委員会が執行機関となる事務（内閣府資料より）

| 所管省庁 | 根拠法令 | 執行機関 | 対象事業者 | |
|-------|--------------------|--|--------------|--------------------------------|
| 文部科学省 | 社会教育法 | 第11条、第14条、第23条の2第2項、第39条、第42条第2項 | 教育委員会 | 社会教育関係団体、私立の公民館類似施設、法人が設置する公民館 |
| | 図書館法 | 第25条、第27条、第29条第2項 | 教育委員会、地方公共団体 | 私立図書館、私立の図書館同種施設 |
| | 博物館法 | 第27条、第28条、第29条 | 教育委員会、地方公共団体 | 私立博物館、私立の博物館に相当する施設 |
| | PTA・青少年教育団体共済法 | 第3条、第6条第1項・第2項・第3項、第7条、第11条、第14条第1項、第15条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第1項 | 教育委員会 | 共済団体 |
| | PTA・青少年教育団体共済法施行規則 | 第3条第1項、第9条、第10条、第20条第2項・第3項・第4項、第21条第22条、第28条第1項、第29条、第33条、第34条、第35条、第36条第1項・第2項、第38条、第39条、第40条、第41条 | 教育委員会 | 共済団体 |

第4章

相談体制の整備

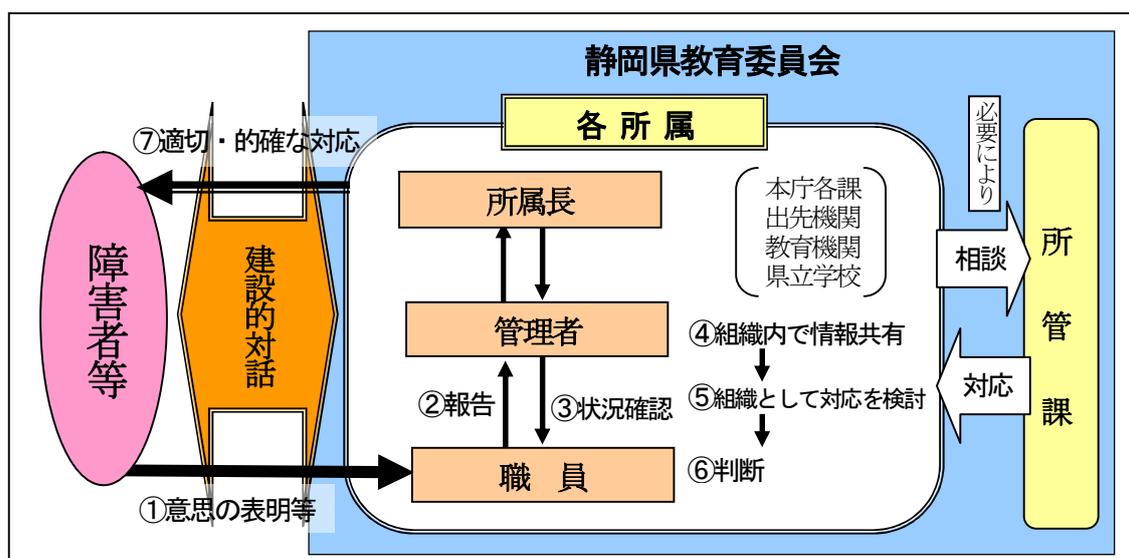
(1) 基本的な考え方

法第 14 条において、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者（以下、「障害者等」という。）からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする」と規定されています。なお、この場合の相談体制の整備に当たっては、必ずしも新たな機関を設置するのではなく、既存の機関等の活用・充実を図ることが、法の考え方となっています。〈資料7〉

(2) 各所属の体制

障害者差別の解消を効果的に推進するため、静岡県教育委員会の各所属においても、障害者等からの意思の表明等に的確に対応するための体制整備が必要となります。

(各所属の体制のイメージ)



【留意点】

- 職員は、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段を可能な範囲で用意して、丁寧に対応する。
- 職員は、障害者等から意思の表明等の申し出があった場合には、内容を管理者に報告するとともに、所属内で情報共有を行い、組織として対応を検討する。
- 各所属の管理者は、所属における中核となる。

(3) 職員からの相談窓口

障害者等からの申し出の対応を行う上での、その解決が困難な事例については、教育総務課・所管課で相談を受け付けます。この場合の所管課における対応は、「県民のこえ」担当が行います。

(4) 障害者等からの相談窓口

障害者に対する、職員が職務を行う上で行った障害を理由とする差別に関して、障害者等からの相談に応じるとともに適切な措置を講じるため、教育総務課の次の窓口にて対応します。この窓口では、相談を受け付けた後 必要に応じて、適切な対応所管課に引き継ぎを行います。

静岡県教職員倫理110番

電話・ファクシミリ： 054-221-2842 (兼用)

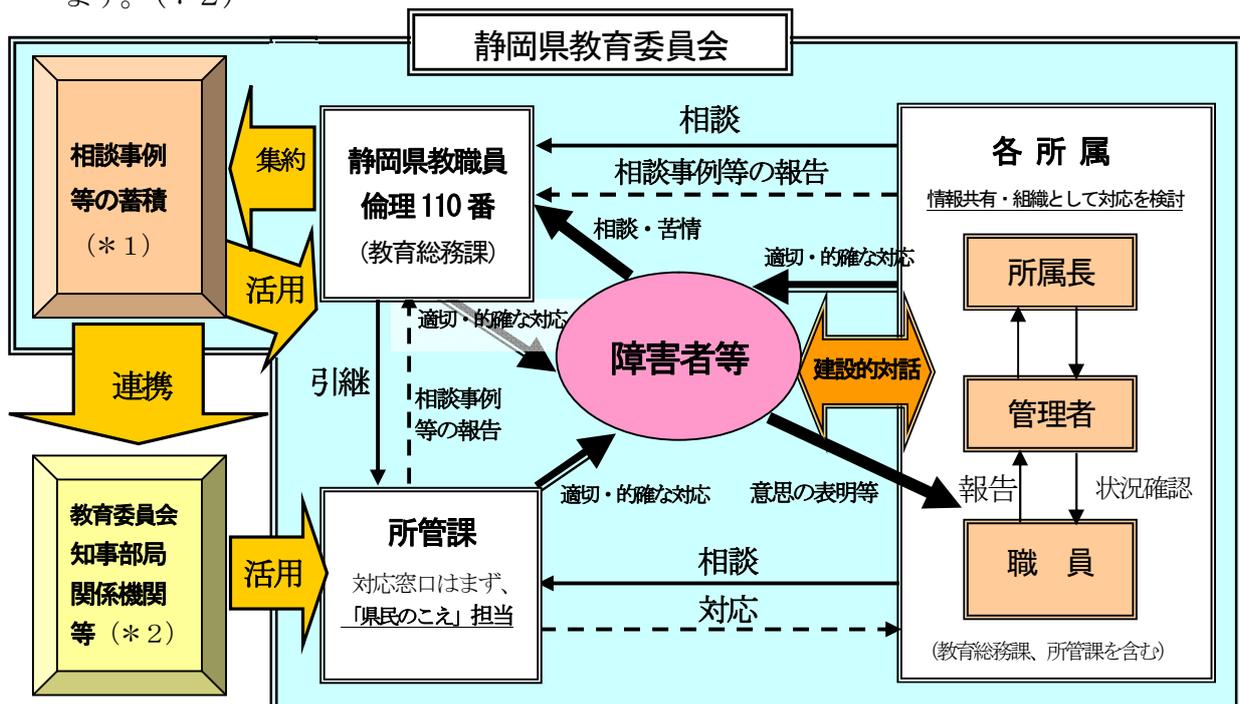
文書送付先： 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

教育総務課内「静岡県教職員倫理110番」宛

E-mail: kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

(5) 静岡県教育委員会の相談体制のイメージ

実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用していく必要があります。(*1) あわせて、他の地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことも求められています。(*2)



研修資料

第5章

職員対応要領策定の経緯

1 「障害者差別解消法」制定の背景

権利条約は第2条において、「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義し、その禁止について、締約国にすべての適当な措置を求めています。〈資料3、4〉

我が国においては、平成16年の障害者基本法の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の障害者基本法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、障害者基本法第2条第2号において、社会的障壁について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、障害者基本法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定されました。

〈資料6〉

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。我が国は、法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に権利条約を締結しました。〈資料2〉

2 「障害者差別解消法」の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、国・地方公共団体・民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

具体的には、国・地方公共団体・民間事業者による障害を理由とする差別の禁止、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」の策定、行政機関ごとの職員が適切に対応するための「職員対応要領」の策定、事業者が適切に対応するための「対応指針」の策定等が定められています。〈資料1〉

3 「地方公共団体等職員対応要領」の策定

地方公共団体等の職員が適切に対応するために必要な「地方公共団体等職員対応要領」の策定について、法第10条においては、地方分権の趣旨に鑑み、努力義務としています。

このことについては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集（平成25年6月内閣府障害者施策担当）において、「対応要領の作成にかかる努力義務は、「地方公共団体の機関」に課せられていることから、原則としては、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長として又はその執行機関（教育委員会）ごとに作成することとなる。」との判断が示されています。〈資料10〉

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）（以下「基本方針」という。）」第3-2、3において、対応要領の位置付けとしては、「職員が遵守すべき服務規律の一環」として定められること、対応要領の記載事項としては、「趣旨」、「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」、「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例」、「相談体制の整備」、「職員への研修・啓発」が求められています。〈資料8〉

これらのことから、静岡県教育委員会においては、教育長を訓令者として、本庁、出先機関、教育機関及び県立学校を訓令先とする「訓令」形式により、対応要領を策定しています。（2ページ参照）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法(平成25年法律第65号))の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

| | | |
|--|--|---|
| <p>第1項 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> | <p>第2項 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> | <p>第3項 国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p> |
|--|--|---|

↓ 具体化 ↓

I. 差別を解消するための措置



- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)関係の経緯

| | |
|-------------------|---|
| 平成 16 年 6 月 4 日 | 障害者基本法改正 ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定 |
| 平成 18 年 12 月 13 日 | 第 61 回国連総会において障害者権利条約を採択 |
| 平成 19 年 9 月 28 日 | 日本による障害者の権利に関する条約への署名 |
| 平成 23 年 8 月 5 日 | 障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定 |
| 平成 25 年 4 月 26 日 | 障害者差別解消法案閣議決定、国会提出 |
| 6 月 26 日 | 障害者差別解消法公布・一部施行 |
| 平成 26 年 1 月 20 日 | 障害者の権利に関する条約締結 |
| 平成 27 年 2 月 24 日 | 障害者差別解消法「基本方針」閣議決定 |
| 平成 28 年 4 月 1 日 | 障害者差別解消法施行 |

■ 障害者の権利に関する条約の概要

障害者の権利に関する条約(平成 26 年条約第 1 号)は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。

2006(平成 18)年 12 月 13 日に国連総会において採択され、2008(平成 20)年 5 月 3 日に発効しました。我が国は 2007(平成 19)年 9 月 28 日に条約に署名し、2014(平成 26)年 1 月 20 日に批准書を寄託しました。また、同年 2 月 19 日に同条約は我が国について効力を発生しました。

この条約の主な内容としては、以下のとおりです。

(1) 一般原則

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等

(2) 一般的義務

合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等

(3) 障害者の権利実現のための措置

身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育・労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容

(4) 条約の実施のための仕組み

条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

■ **障害者の権利に関する条約（抄：定義）**（平成26年条約第1号）

第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

■ 障害者の権利に関する条約（抄：教育関係）（平成26年条約第1号）

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。
- 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

■ **障害者基本法（抄）**（昭和45年法律第84号）

（目的）

第1条 この法律は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 **障害者** 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 **社会的障壁** 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）（平成 25 年法律第 65 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（地方公共団体等職員対応要領）

第 10 条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第 7 条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第 4 条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4～5 （略）

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 12 条 主務大臣は、第 8 条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

〈資料8〉

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抄）

(平成27年2月24日閣議決定)

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応要領を公表しなければならない。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

〈資料9〉

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（抄）

(平成28年政令第32号)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第3条 法第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととする。ただし、障害を理由とする差別の解消に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集 (抄)

(平成 25 年 6 月内閣府障害者施策担当)

問 13-4 地方公共団体による対応要領の作成を努力義務としている理由如何。

(答)

地方公共団体における対応要領の作成については、昨今の地方分権改革の趣旨に鑑み、一律に義務付けることは適当でないことから、努力義務としたものである。政府としては、地方公共団体が対応要領を作成することを期待するところであり、また、地方公共団体が対応要領を作成する場合に国が必要な協力をしなければならない旨規定しているところである。

問 13-5 公立学校の職員に対する対応要領は、どこが作るのか。各学校ごとに作成する必要があるのか。

(答)

1. 本法律案では、対応要領の作成に係る努力義務は、「地方公共団体の機関」に課せられていることから、原則としては、地方公共団体の判断により、地方公共団体全体（長）として又はその執行機関（教育委員会）ごとに作成することとなる。
2. また、当該地方公共団体において、教育委員会ごとに作成することとなった場合には、各教育委員会は、当該地方公共団体に身分が属する職員に係る要領を作成すると考えられ、都道府県教育委員会にあっては都道府県立学校に属する職員、市町村教育委員会にあっては市町村立学校に属する職員に係る要領を作成することとなる。

■ 教育基本法 (抄) (平成 18 年法律第 120 号)

(教育の機会均等)

第 4 条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

■ **中央教育審議会初等中等教育分科会報告**（平成 24 年 7 月）

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内容

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進み方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を推進させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

■ **スポーツ基本法（抄）**（平成23年法律第78号）

（基本理念）

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域におけるすべての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

■ **文化芸術振興基本法（前文）**（平成 13 年法律第 148 号）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21 世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

○合理的配慮具体例データ集（内閣府）

(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>)



合理的配慮等具体例データ集について

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されます。このページでは、合理的配慮等の具体的な事例をご紹介します。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであり、本データ集に事例として掲載されていることを以て、当該事例を合理的配慮として提供しないことがただちに法に違反するもの（提供を義務付けるもの）ではない点にご留意ください。

事例検索について

合理的配慮サーチでは、内閣府共通検索システムを使用して事例の絞り込みができます。

ページ上部にある検索欄に「合理的配慮サーチ」と入力し、スペース区切りでキーワードを入力してください。

検索例

- 合理的配慮サーチ 聴覚障害
- 合理的配慮サーチ 環境整備 接客

○インクルーシブ教育システム構築支援データベース



インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の本格稼働(平成26年7月) (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業（実施主体：文部科学省）等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面
入学、進学、転学・転籍、実際の学習場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 録音

○検索項目から出力

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I. 対象児童生徒等の障害種 | V. 基礎的環境整備の観点 |
| II. 対象児童生徒等の障害の程度 | VI. 合理的配慮の観点 |
| III. 対象児童生徒等の在籍状況等 | VII. 検索キーワード(自由記述) |
| IV. 対象児童生徒等の学年 | |

検索

実践事例
A

実践事例
B

実践事例
C

